

埼玉県下一斉住宅用火災警報器啓発広報実施中！



住宅用火災警報器



設置していますか？点検していますか？

住宅用火災警報器は、維持管理が大切です！

なぜ、住宅用火災警報器が必要なの？

全国では、住宅火災により、毎年約1,000人の方々の尊い命が犠牲となっています。このうちの約5割が「逃げ遅れ」によるもので、特に就寝時間帯に発生した火災で多くの方が亡くなっています。

また、死者のうち65歳以上の高齢者が約7割を占めています。

住宅用火災警報器は、住宅火災による「逃げ遅れ」による死者の発生を防ぐため、すべての住宅に設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、どういうものなの？

住宅用火災警報器は火災の発生を早期に感知し、警報音や音声で知らせる機器です。住宅用火災警報器を設置していたため、大事に至らずに済んだ事例が数多くあります。



住宅用火災警報器の設置効果は？

総務省消防庁において、住宅火災による被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者数と焼損床面積は約半減、損害額は約4割減した結果となりました。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせ先

秩父消防本部 予防課 電話 0494-21-0121

FAX 0494-21-0125

住宅用火災警報器相談室フリーダイヤル 0120-565-911

受付時間：月～金 9時～17時(12時～13時を除く)(土、日及び祝日は休み)

裏面もご覧ください

住宅用火災警報器が正確に作動するには 定期的な点検と清掃が必要です。

点検方法

住宅用火災警報器のボタンを押すまたは引きひもを引いて、定期的（月1回程度）に作動確認をしてください。



※ 取扱説明書やメーカーホームページをご覧ください。

住宅用火災警報器本体は10年を目安に交換が必要です。
住宅用火災警報器が古くなると電子部品の老朽化などにより、
正確に作動しないことがありますので、期限を過ぎる前に交換
しましょう。

設置した時に住宅用火災警報器本体側面に記入した「設置年月」
または住宅用火災警報器本体裏面の「製造年月」を目安にしてください。



清掃の必要性

ほこりなどが付くと、正確に作動しない場合がありますので、こまめに清掃してくだ
さい。

悪質訪問販売にご注意を！

不適正な価格で無理強い販売などを行う業者にご注意ください。消防職員や市職員が住
宅用火災警報器を販売することはありません。

もし、不審に思ったら、次のことに注意してください。

- 相手の身分を確認する。
- その場で書類（契約書）に押印やサインをしない。
- 安易に家の中に入れない。
- 断るときは、はっきりと毅然とした態度で断る。